

志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例第44号）の規定に基づき志摩市職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
平成18年度	60,098人	22,694,257 千円	461,992 千円	5,925,405 千円	26.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 り給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成19年度	712人	2,802,933 千円	238,528 千円	1,146,898 千円	4,188,359 千円	5,882,527 円	6,333,000 円

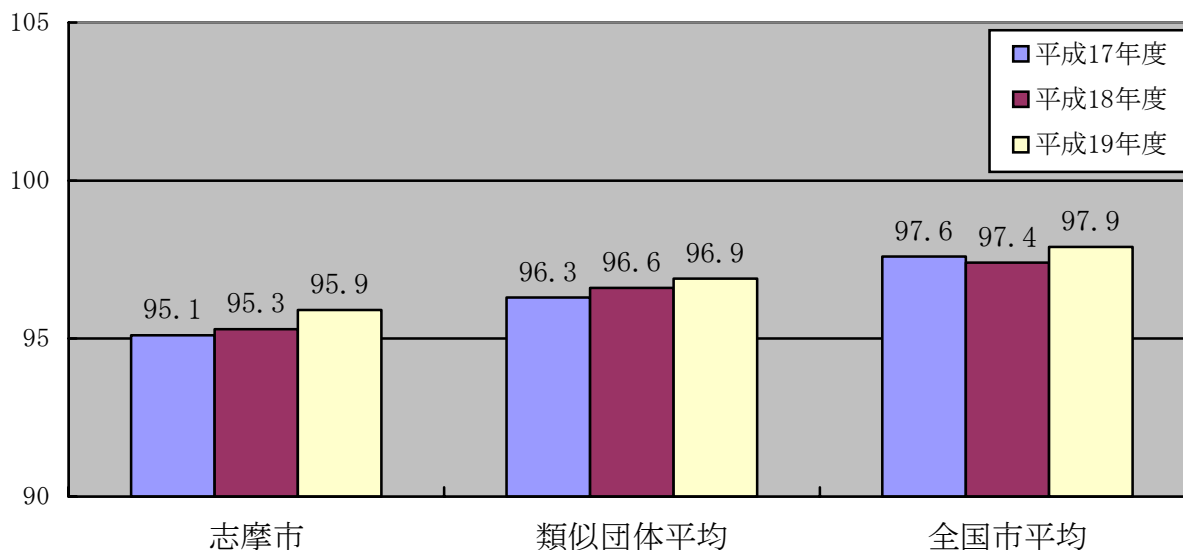
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

給与抑制措置の状況

区 分	抑制措置	実施期間	内 容
特別職	給料月額の減額	平成17年4月1日から 平成20年10月30日まで	市長、副市長及び教育長の給料 月額を5%減額
一般職	管理職手当の減額	平成17年4月1日から 平成20年3月31日まで	部長級及び課長級職員の手当を 50%減額

(4) ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。
- 2 平成16年10月1日に合併しているため、平成17～19年度の数値を掲載しています。
- 3 平成19年度の類似団体平均の数値については、国より情報が提供され次第掲載します。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
志摩市	42歳 8か月	331,700円	380,724円	352,269円
三重県	42歳 5か月	354,760円	444,964円	388,159円
国	40歳 7か月	325,724円	—	383,541円
類似団体	43歳 8ヶ月	343,951円	408,150円	376,934円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
志摩市	46歳 0か月	137人	271,000円	292,333円	284,346円
うち清掃職員	39歳10か月	46人	246,100円	269,037円	267,287円
うち学校給食員	45歳10か月	25人	274,600円	285,264円	285,264円
うち用務員	51歳 7か月	20人	288,300円	291,141円	290,945円
うち自動車運転手	47歳 3か月	10人	284,700円	316,857円	302,800円
うちその他技能労務職	50歳 6か月	36人	286,900円	297,530円	295,997円
三重県	46歳 0か月	472人	347,161円	396,977円	—
国	48歳 8か月	5,193人	287,094円	—	320,514円
類似団体	48歳 0か月	63人	313,255円	346,246円	330,862円

民 間			参 考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
—	—	—	—
廃棄物処理業従業員	43歳 3か月	299,800円	0.897
調理士	43歳 1か月	282,600円	1.009
用務員	53歳 9か月	227,200円	1.281
自家用乗用自動車運転者	48歳 1か月	265,600円	1.193
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
志摩市	—	—	—
うち清掃職員	4,390,491円	4,192,600円	1.047
うち学校給食員	4,701,378円	3,966,200円	1.185
うち用務員	4,791,066円	3,284,300円	1.459
うち自動車運転手	5,174,548円	3,668,200円	1.411
うちその他技能労務職	4,896,034円	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		志摩市	三重県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	142,800円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	142,800円	—
	中学卒	123,900円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

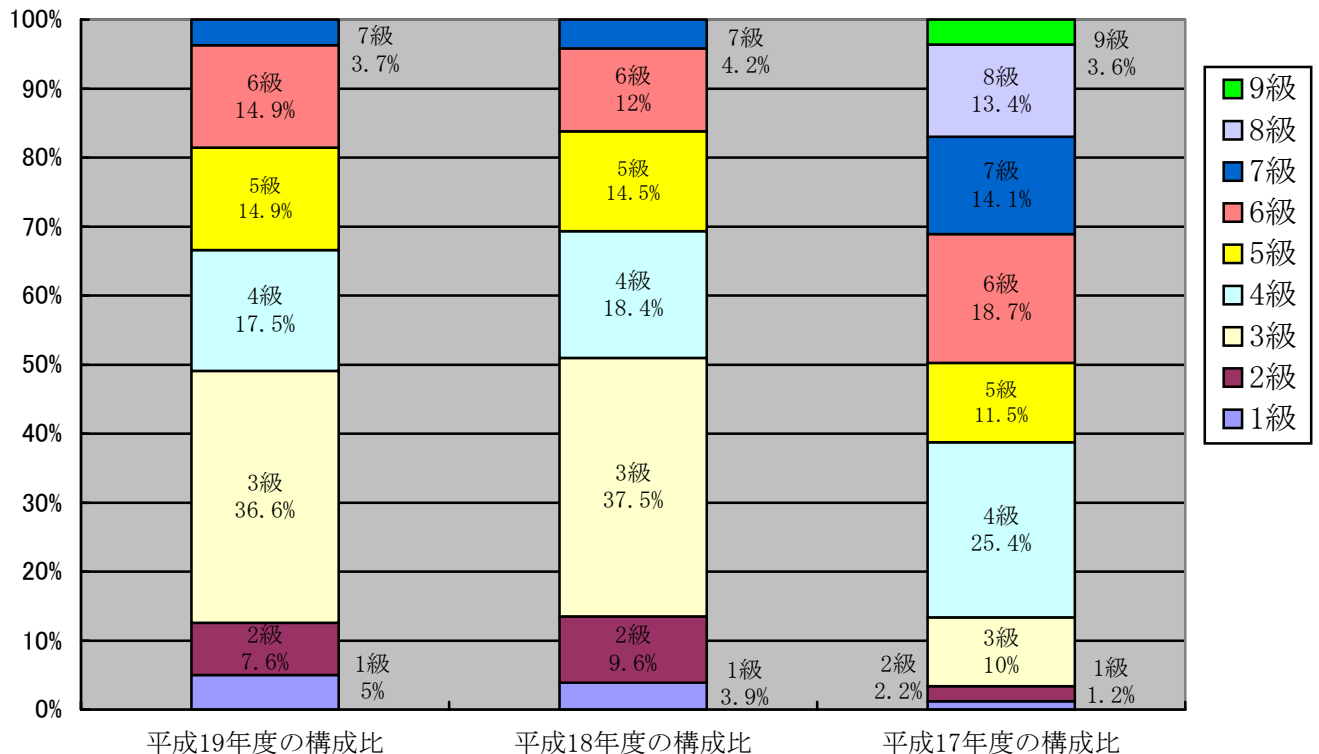
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	273,100円	324,800円	364,700円
	高校卒	250,400円	282,100円	324,600円
技能労務職	高校卒	233,400円	266,500円	294,600円
	中学卒	210,100円	245,300円	268,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	一般職員（定型的な業務を行う職務）	19人	5.0%
2級	一般職員（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	29人	7.6%
3級	係長（同等所長等）、主査、主任、一般職員	140人	36.6%
4級	課長補佐（同等所長等）、係長、主査、主任	67人	17.5%
5級	課長補佐（同等所長等）、係長、主幹	57人	14.9%
6級	課長（同等所長等）、調整監、副参事、危機管理監、管理主事	57人	14.9%
7級	会計管理者、部長、参事	14人	3.7%
計		383人	100%

- (注) 1 志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 1 平成18年4月1日から9級制を7級制に移行しました。
 2 平成16年10月1日に合併しているため、平成17～19年度の数値を掲載しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年1月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行います。（当該証明が得られない職員は昇給しない。）

昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定します。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
極めて良好	A	8以上	4以上
特に良好	B	6	3
良好	C	4（3）	2
やや良好でない	D	2	1
良好でない	E	0	0

(注) 1 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員をいいます。ただし、医療職、技能労務職の職員の場合は、57歳を超える職員です。

2 上記表中の（ ）は一般行政職7級の職員です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志摩市	三重県	国
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,583千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,873千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.42月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日・12月1日）以前の6か月以内の期間における当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、支給しています。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

志摩市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
自己都合 勸奨・定年 1人当たり平均支給額 11,051千円 25,279千円			—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	5,850千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	59,091円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	12.6%	
手当の種類（手当数）	4	
手当の名称	適用範囲	支給単価
防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症菌の付着した物件若しくは付着した危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額 500円
	伝染症菌を有する家畜若しくは伝染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	日額 500円
清掃作業手当	塵芥収集作業に直接従事する職員及び塵芥処理場において塵芥焼却作業に従事する職員	日額 400円
運転業務手当	公用車の運転業務に従事する職員	日額 250円
土木作業手当	土木作業に従事する職員	日額 300円

(4) 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員1人当たり 平均支給年額
平成16年度決算	91,420千円	130千円
平成17年度決算	73,695千円	106千円
平成18年度決算	46,328千円	68千円

(5) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び金額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成18年度決算	
				支給実績	1人当たり平均支給実績
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額 6,000円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 月額 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 月額 6,000円 特定期間（★）の子 月額 5,000円	同	—	73,092千円	209,433円
住居手当	自宅所有者 新築または購入後5年まで 月額 2,500円 借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額 27,000円	同	—	8,711千円	122,690円
通勤手当	交通機関（電車・バスなど）利用者 最高支給限度額 月額 55,000円 交通用具（自動車・バイクなど）使用者 月額 2,000円～24,500円	同	—	33,610千円	58,656円
管理職手当	部長級職員 36,000円（18,000円） 課長級職員 26,000円（13,000円）	異	職級に応じ、定額を支給	13,253千円	167,759円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間。

（注）1 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、管理職手当については50%減額しており、（ ）内は減額後の額です。

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	市 長	996,000円（946,200円）	類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	772,000円（733,400円）	1,089,000円 / 616,000円	
	教 育 長	656,000円（623,200円）	895,000円 / 550,800円 —	
報 酬	議 長	495,000円	690,000円 / 269,000円	
	副 議 長	420,000円	620,000円 / 228,000円	
	議 員	390,000円	560,000円 / 213,000円	
期末手当	市 長 副 市 長 教 育 長	（平成18年度支給割合） 4.4月分		
	議 長 副 議 長 議 員	（平成18年度支給割合） 3.3月分		
退職手当	市 長	（算定方式） 1月につき41.6/100	（1期の手当額） 19,888,128円	（支給時期） 任期満了時
	副 市 長	1月につき25.0/100	9,264,000円	任期満了時
	教 育 長	1月につき18.3/100	5,762,304円	任期満了時

（注） 1 平成17年4月1日から平成20年10月30日までの間、市長、副市長、教育長については5%減額しており、
（ ）内は減額後の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

3 教育長の期末手当支給割合には、勤勉手当分を含みます。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

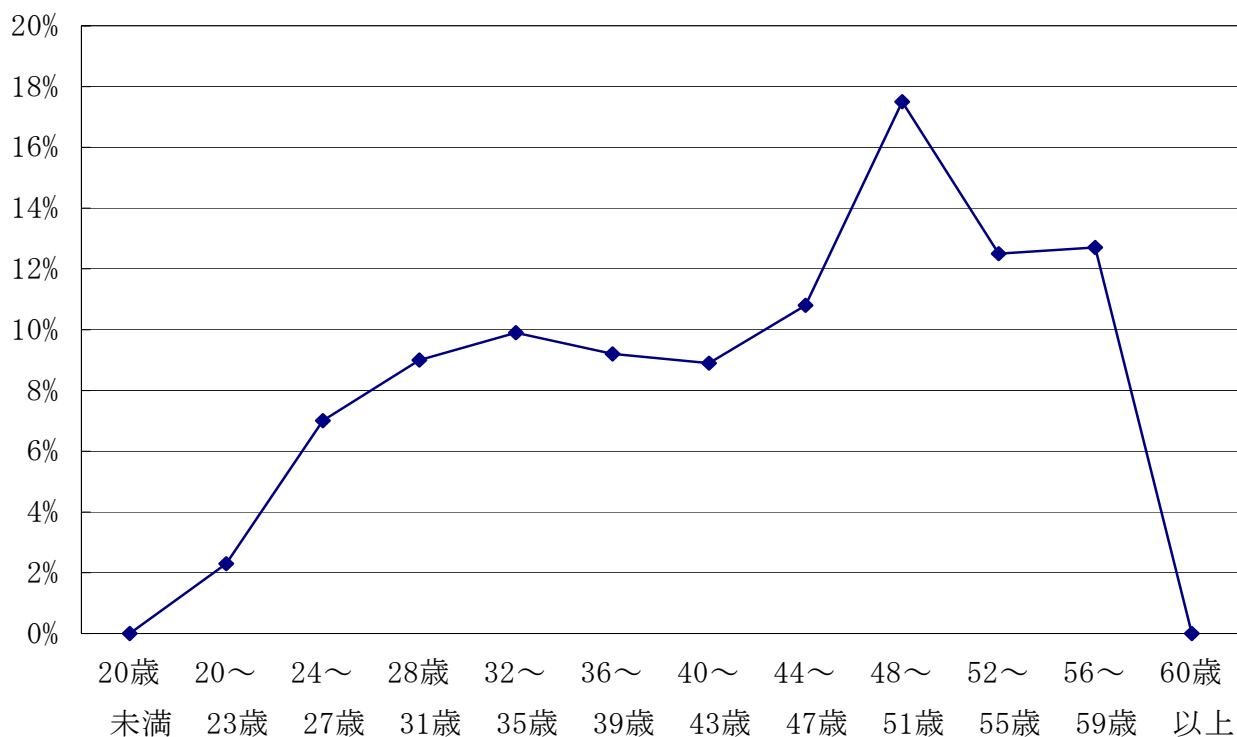
区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	議 会	7	6	△1	機 構 改 革 に よ る 組 織 の 再 編 成 に よ る 増 減 業 務 見 直 し ・ 効 率 化 に よ る 減
	一 般 行 政 部 門	156	142	△14	
	総 務	23	25	2	
	農 林 水 産	21	22	1	
	商 工 土 木	27	24	△3	
	民 生	47	47	0	
	衛 生	211	194	△17	
		95	93	△2	
	小 計	587	553	△34	<参考> 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 <u>92.02人</u> [類 似 団 体 の 職 員 数 <u>61.85人</u>]
	教 育	154	151	△3	機 構 改 革 に よ る 組 織 の 再 編 成
	小 計	741	704	△37	<参考> 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 <u>117.14人</u> [類 似 団 体 の 職 員 数 <u>84.04人</u>]
公 営 企 業 等	病 院	111	107	△4	機 構 改 革 に よ る 組 織 の 再 編 成
	水 道	17	18	1	
	下 水 道	10	7	△3	
	そ の 他	16	20	4	
	小 計	154	152	△2	
合 計		895 [932]	856 [932]	△39 [0]	<参考> 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 <u>142.43人</u>

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

3 普通会計部門の教育の人数には、教育長を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 20	人 60	人 77	人 85	人 79	人 76	人 92	人 150	人 107	人 109	人 1	人 855

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
916人	843人	73人	8%

〈参考〉志摩市行政改革大綱における定員管理の目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年4月1日	△188人（△20.5%）

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	598	587	553				—	
	増 減	—	△11	△34				△45	
教 育	職員数	158	154	151				—	
	増 減	—	△4	△3				△7	
公営企業 等 会 計	職員数	161	154	152				—	
	増 減	—	△7	△2				△9	
計	職員数	917	895	856				—	844
	増 減	—	△22	△39				△61（83.6%）	△73

- （注） 1 計画期間は、平成17～22年度の5年間です。
 2 職員数は一般職に属する職員（教育長を含む）です。
 3 （％）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成18年度	1,772,394千円	17,785千円	129,046千円	7.3%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 り給与費 B/A	（参考）類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	17人	71,312 千円	8,593 千円	29,414 千円	109,319 千円	6,073,278 円	6,895,097 円

- （注） 1 職員手当に退職手当は含みません。
 2 職員数は平成19年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志 摩 市	45歳 2か月	348,983円	409,210円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（水道事業）	志摩市
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,730千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,593千円
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

志摩市（水道事業）			志摩市（全会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	22,300千円	28,395千円	1人当たり平均支給額	9,703千円	25,516千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成18年度	157,104千円	△61,835千円	18,488千円	11.8%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	（参考）類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	3人	9,777 千円	702 千円	3,762 千円	14,241 千円	4,747,000 円	6,866,437 円

（注）1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成19年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志摩市	35歳 8か月	274,366円	294,697円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（下水道事業）	志摩市
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,254千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,593千円
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）1 （内は、再任用職員に係る支給割合です。）

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

志摩市（下水道事業）	志摩市（全会計）
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 （その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 （その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）
自己都合 勤続・定年 1人当たり平均支給額 該当なし 27,089千円	自己都合 勤続・定年 1人当たり平均支給額 9,703千円 25,516千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
平成18年度	1,983,740千円	△104,849千円	1,059,100千円	53.4%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	109人	461,532 千円	111,389 千円	180,366 千円	753,287 千円	6,910,890 円	6,984,390 円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成19年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医 師	43歳 7か月	728,055円	1,371,586円
看 護 師 保 健 職	44歳11か月	335,843円	373,451円
薬 剤 師 医 療 技 術 職	41歳 6か月	325,488円	372,141円
事 務 職	44歳 3か月	342,513円	362,697円
労 務 職	49歳 4か月	272,110円	258,118円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（病院事業）	志摩市
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,657千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,593千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

志摩市（病院事業）			志摩市（全会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
自己都合 勸奨・定年			自己都合 勸奨・定年		
1人あたり平均支給額	6,170千円	25,999千円	1人あたり平均支給額	9,703千円	25,516千円

（注） 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

8 職員の競争試験の状況（平成18年度）

職種区分	受験者数	合格者数	備考
事務吏員	109	8	
保育士	38	4	
看護師	5	5	
計	152	17	

9 職員の採用・退職の状況

(1) 職員の採用の状況（平成18年度）

職 種	競争試験			選 考			計
	男	女	計	男	女	計	
事務吏員	5	6	11	—	—	0	11
保育士	—	—	0	—	—	0	0
教 諭	—	—	0	1	1	2	2
医 師	—	—	0	2	—	2	2
保 健 師	—	—	0	—	—	0	0
看 護 師	—	3	3	—	—	0	3
計	5	9	14	3	1	4	18

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができるとされています。

(2) 職員の退職の状況（平成18年度）

区 分	男	女	計
定年退職	8	9	17
勸奨退職	11	12	23
自己都合退職	6	10	16
死亡退職	0	1	1
計	25	32	57

10 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時30分	17時15分	12時15分から13時まで	12時から12時15分と 午後勤務途中に15分 (H19.8月より廃止)

所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は40時間です。なお、市民課・課税課・収税課・各支所市民サービス課においては、8時から18時までの間で、時差出勤を実施しています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）をいいます。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成18年）

総付与日数	総使用日数	対象職員	一人当たり使用日数
34,857日	8,009日	878人	9.1日

職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

(4) 特別休暇の状況（平成18年4月1日）

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	5日	有給
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合は14週間）	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間前から出産の8週間後の間で出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に関する休暇	5日	有給
小学校就学前の子の看護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄によって1日から7日	有給
夏期休暇	7月から9月までの間で連続する3日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

(5) 育児休業の状況（平成18年度）

	男	女
育児休業の取得者数	—	24

育児休業は、対象の子どもが満3歳になるまで取得することができますが、休業期間中は、無給となります。

(6) 出張旅費制度の概要（平成18年度）

旅費の種類	県内	県外
日当	—	2,200円
宿泊費	10,000円	15,000円

1.1 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成18年度）

分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
勤務成績が良くない	—	—	—	—	0
心身の故障	—	—	8	—	8
職に必要な適格性を欠く	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された	—	—	—	—	0
計	0	0	8	0	8

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して職員に不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者数（平成18年度）

懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した（交通事故等含む）	—	—	—	—	0
職務上の義務違反又は職務を怠った	—	—	1	—	1
全体の奉仕者にふさわしくない非行	—	—	2	—	2
計	0	0	3	0	3

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として科する処分をいいます。

1.2 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

許可の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	3
報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	21
計	24

職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

1.3 職員の研修及び勤務成績の状況

(1) 研修の状況（平成18年度）

市役所における研修	新規採用職員研修 人事評価制度研修 人事評価相談員研 防災意識向上研修 接遇研修 入札・契約手続と建設業法研修 メンタルヘルス研修 新規採用職員人権研修
三重県自治会館組合（研修機関）等による研修	ワンステップ研修（新採職員） ツーステップ研修 スリーステップ研修 マネージャー研修 リーダー研修 トップリーダー研修 監査委員研修 公営企業会計研修 議会事務研修 議会広報研修 法制執務研修会 用地交渉研修 情報処理研修 話し方講座 職場の活性化を考えるセミナー プレゼンテーション研修 TQM研修 オープンセミナー 不当要求対策研修 トレンドセミナー 市町村アカデミー 公共建築工事積算研修 伊勢志摩庁舎等危機管理研修 法務研修会

今後も、職員の能力向上のため、研修に関する基本方針を策定し、計画的に職員研修を行ってまいります。

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

平成18年度は、まず事務職員を対象に11月1日を基準日とし勤務評定を行いました。

1 4 職員の健康管理等の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に健康診断を実施しています。

1 5 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成18年度）

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成18年度中は、該当がありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成18年度）

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

平成18年度中は、該当がありませんでした。